

仕様書

1. 件名 入退室管理システム用サーバ等の更新

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）高崎量子技術基盤研究所では、RI 防護措置として、コバルト施設への出入りを管理する入退室管理システムを設置し、アクセス規制を実施している。既設入退室管理システムのサーバの Windows Server OS サポート期間が令和 9 年 1 月 13 日に終了するため、OS サポート期間内までにサーバ及び付随する機器を更新する。

3. 納期 令和 9 年 1 月 13 日（水）

4. 納入場所

群馬県高崎市綿貫町 1233 番地

QST 高崎量子技術基盤研究所 材料科学研究棟、コバルト 6 0 試験棟、コバルト 6 0 照射棟、
コバルト 6 0 第 2 照射棟及び 1 号加速器棟

5. 納入条件 据付調整後渡し

6. 更新機器仕様

入退室管理 PC（NEC 製 PC-M1V53EKGMS1SN4SSG） 1 台（相当品可）

OS	Windows 11 Pro
プロセッサ	Intel® Core i7 相当以上
メモリ	合計 32 GB 以上
システムドライブ	合計 512 GB 以上
内蔵ソフトウェア	セキュアモニタ STD II（クマヒラ製 GG2-RS1(VerUP)） 顔認証連携ソフトウェア（クマヒラ製 GG2-FS1） 顔認証ライセンス（クマヒラ製 GG2-FL1）

クライアント PC（NEC 製 PC-M1J47BKGMPXSNRSSG） 3 台（相当品可）

OS	Windows 11 Pro
プロセッサ	Intel® Core i3 相当以上
メモリ	合計 16 GB 以上
システムドライブ	合計 256 GB 以上
内蔵ソフトウェア	セキュアモニタ・クライアント II（クマヒラ製 GG2-RC1(VerUP)）
顔認証デバイス（クマヒラ製 GG2-FA1a-T1B）	2 台 （クマヒラ製 GG2-CT1 バージョンアップ含む）
端末用スぺーサー（クマヒラ製 GG2-WA1-W）	2 台（取付プレート含む）
顔認証登録用カメラ（ロジクール製 C920s PRO HD）	1 台（相当品可）

画素数	1メガピクセル以上3メガピクセル以下
スリット台板（日東工業製 RD162-244SN）	1台（相当品可）
既設のサーバラックに取付可能であること	
無停電電源装置（オムロン製 BN75T）	1台（相当品可）
出力容量	750 VA 以上
据付調整	1式

7. 提出図書

従事者名簿	紙媒体1部、電子媒体1部（作業開始までに）
作業工程表	紙媒体1部、電子媒体1部（作業開始までに）
取扱説明書	紙媒体1部、電子媒体1部（納入後速やかに）
図面（全体及び各機器）	紙媒体1部、電子媒体1部（据付調整後速やかに）
据付報告書（試験結果含む）	紙媒体1部、電子媒体1部（据付調整後速やかに）
議事メモ	紙媒体1部、電子媒体1部（打合せ後速やかに）
再委託承諾願※	紙媒体1部（QST 指定様式、作業開始2週間前までに）

※下請負等がある場合

（提出場所）先進ビーム利用施設部 照射施設管理課

8. 据付調整内容

更新機器を各納入場所に据付け後、入退室管理システムが更新前と同等の状態で利用できるように以下の作業を行うこと。

- （1）既存の入退室管理サーバ及びクライアント PC のデータ・設定値のバックアップを行うこと。
- （2）新規入退室管理 PC サーバ及びクライアント PC にデータ等を移行し、既存の入退室管理機器等との通信設定を行うこと。
- （3）既存の利用状態（使用方法等）と同じように、ID カードの登録・認証等が問題なく作動するか試験すること。

9. 検査条件

納入場所に据付調整完了後、員数検査、外観検査、動作確認及び提出図書の確認をもって検査合格とする。

10. 適用法規・規程等

- （1）労働安全衛生法（施行令）、労働安全衛生規則
- （2）放射性同位元素等の規制に関する法律（施行規則）
- （3）高崎量子技術基盤研究所安全衛生管理規則
- （4）高崎量子技術基盤研究所電気工作物保安規程
- （5）高崎量子技術基盤研究所電気工作物保安規則
- （6）高崎量子技術基盤研究所放射線障害予防規程

- (7) 高崎量子技術基盤研究所放射線安全取扱手引
- (8) 高崎量子技術基盤研究所特定放射性同位元素防護規程

11. 情報セキュリティ

情報システムの保守等を委託する契約における、委託先（受注者）に求める情報セキュリティに係る仕様は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。
- (3) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員、再委託先又はその他の者によって、情報システムに QST が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (7) 受注者は、QST から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を QST からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QST の許可なく QST 外部に持ち出してはならない。
- (9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (10) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、QST に帰属するものとする。
- (11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対し全ての責任を負うこと。
- (12) 情報システムの保守等に当たり、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるために、受注者は QST の情報セキュリティ対策基準に準拠した情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報システムに変更を加えた場合はその変更内容について速やかに QST に報告すること。

12. 秘密保持

受注者が本業務を履行するに当たり、QST による開示、QST への質問及び現地調査等により QST

から取得した情報並びに本業務の履行の過程で生成した情報等のうち、QST が秘密と指定した情報及びこれを含む文書等（以下、「機微情報」という。）について次のように扱い、本契約終了後においても同様とする。なお、機微情報については媒体を問わない。

- （１）機微情報は本業務の目的にのみ使用すること。
- （２）機微情報については厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示しないこと。
- （３）再委託を行う場合は、その者に対して秘密の保てる措置を講じて必要な範囲内で機微情報を開示すること。
- （４）機微情報の処理・処分を要請されたときは、QST の指示に従って実行すること。
- （５）機微情報の漏えい又は漏えいの疑いが生じた場合は、直ちに QST に連絡すること。

13. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

14. グリーン購入法の推進

- （１）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- （２）本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. その他

- （１）受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識するとともに、9 項に示す適用法規・規程等を遵守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- （２）作業計画に際し、綿密かつ無理のない工程を組み、作業の安全確保を最優先とすること。

16. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

選定理由書

1. 件名	入退室管理システム用サーバ等の更新
2. 選定事業者名	株式会社クマヒラ
3. 目的・概要等	本件は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則を遵守するために RI 防護措置として設置している入退室管理システムについて、その一部であるサーバの OS サポート期間が令和 9 年 1 月 13 日に終了するため、更新するものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号チ(研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守(維持管理)等、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定される時)
5. 選定理由	当該サーバ等の更新は、既設の入退室管理システムに登録されている利用者情報、入退室履歴、認証情報及び各種設定情報を新サーバへ移行するとともに、既設のカードリーダー、認証装置、制御機器並びにセキュリティシステム GG-2 及び関連アプリケーションとの接続性・互換性を確保した上で、更新前と同一の機能及び性能を維持することが求められる。 これらの作業を行うためには、システム全体の構成、データベース仕様、通信プロトコル、制御ロジック、各機器との接続仕様等に関する詳細な設計情報及び技術情報が不可欠であるが、これらの情報は入退室管理システムの製造者である株式会社クマヒラが保有するものであり、一般に公開されていない。 また、本システムは RI 防護措置として運用されている重要なセキュリティ設備であり、更新作業において認証機能や入退室制御機能に不具合が生じた場合には、施設の安全管理及び法令遵守に重大な支障を及ぼすおそれがある。したがって、既存システムとの完全な互換性を確保しつつ確実に更新作業を実施できる者は、当該システムの設計・製造及び保守に関する専門的知見を有する株式会社クマヒラに限られる。 以上のことから、本件は既存システムとの接続性及び互換性確保の観点から株式会社クマヒラを選定事業者とする。